

9/30 日

新たに課税事業者になったときの「2割特例」

サービス事業者

売り上げ 500万円
税(10%) 50万円

| | 税(10%) | 割合 | 納税額 |
|------------------------------------------|--------|--------------|------|
| 通常の場合 (簡易課税) サービス業の場合、業種によって割合は変わる | 50万円 | 5割 (25万円) | 25万円 |
| 3年間の特例 | 50万円 | 2割 | 10万円 |

15万円の負担減

いちからわかる。小規模事業者の不安の原因は？

新たな税負担もしくは、取引停止の懸念があるから

Q インボイス制度が10月1日から始まる。

A 個人事業主など売り上げ1千万円以下の小規模事業者は、消費税を納めなくてもいい免税制度がある。こうした立場の弱い免税事業者を中心に、直前になっても不安の声が続いている。

Q なぜ不安なのか？

A 事業者はモノやサービスを売った時に得た消費税額から、仕入れにかかった税額を差し引いて納める。「仕入れ税額控除」と呼ぶ。10月からこの控除をするには、インボイスが必要となるからだ。

Q インボイスとは？

A 税率(8%か10%)ごとの税額と、登録番号が書かれた請求書や領収書のこと

で、課税事業者しか発行できない。免税事業者が、制度に登録して課税事業者になれば、新たに税負担が発生する。一方で、免税事業者のままでいると、インボイスを発行できないので、発注側は免税事業者に消費税相当額を払っても、その分を差し引くことが出来ない。なので、取引の打ち切りや価格の引き下げ圧力などが懸念されている。

Q 政府の対応は？

A 新たに税負担が生じる課税事業者になれば、3年間の激変緩和措置がある。受け取った税額の2割を納めればよく、売り上げ500万円、税額50万円なら、納めるのは10万円です。3年間の緩和措置後も、小規模事業者は

もある簡易課税制度を使える。業種ごとに決めた「みなし仕入れ率」を売り上げにかけ控除額を決める優遇策だ。サービス業は50%のため納税額は25万円となる。

Q 発注者への対応は？

A 免税事業者からの仕入れでも、3年間は消費税相当額の8割分を、次の3年間は5割分を控除できる。免税事業者に一方的な価格引き下げを通告した発注側が、公正取引委員会から注意を受ける事例も出ている。公正取引委員会は禁止法などで問題となりうる行為を公表し、注意を呼びかけている。発注者と受注者が対等に取引できる環境整備が、いっそう重要になる。

混乱リスク 35年前から

インボイス導入をめぐる混乱は、消費税導入直前の35年前から懸念されていた。当時の議論を振り返ると、制度的な「欠陥」を受け入れながらも消費税導入を最優先した政治的な「妥協の産物」だったことが浮かぶ。

「途中から直すのは難しい。最初から伝票(インボイス)方式にした方がいい」。消費税導入の前年である1988年夏、政府税制調査会会長だった小倉武一氏は朝日新聞のインタビューにこう話していた。

学識者を中心とした政府税制はこの年の4月、2種類の新型間接税を提案する中間答申を出した。欧州で導入され、正簡に税率と税額を記載するインボイスを使った伝票方式と、事業者の負担軽減のため、厳密さを求めない今の消費税につながる帳簿方式だ。

政府税制内は元々インボイスを使う欧州型に傾いていた。だが、大蔵省(現財務省)が用意した中間答申の原案は帳簿方式と両列の両論併記。その後の自民税制の議論は帳簿方式が前提で進み、88年6月には決定した。

消費税の課題の一つに、転嫁の問題がある。事業者間の力関係や需要と供給で価格が決まるため、消費税分を価格に上乗せできていない、との

思いが中小事業者には根強い。その点、インボイスを使う欧州型は価格転嫁がしやすいと言われ、当時の民間企業からも「帳簿方式は手続が簡略だが、転嫁できるか危惧がある」といった声が出ていた。なぜ政府・自民は日本独自となる帳簿方式を選んだか。前年に廃案となった中曽根康弘内閣の「売上税」との差別化を強調することで、中小業者の反発を抑えることが優先されたためだ。

松山隆博